法令適用事前確認手続 (照会書)

令和2年8月27日

担当課・室の長 殿

照会者名:岩手県農業協同組合中央会 会長 小野寺 敬作

住所 : 岩手県盛岡市大通一丁目2-1

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容(照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当てって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名)が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

貨物自動車運送事業法 第2条、第3条

- 2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実
 - JAは、組合員が購入した農薬・肥料等の資材をその付帯事業として、組合員の倉庫 等へ届けることの対価を徴収する事。
- 3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠 当該運送行為が自己の生業と密接不可分であり、その業務に付帯して行われる場合は 当該運送行為が主要業務の過程に包摂していると考える。
- 4. 連絡先

岩手農業協同組合中央会 JA支援部経営支援班 玉川大希

〒020-0022 岩手県盛岡市大通一丁目2-1

TEL019-626-8795 /FAX019-623-6117

Email: tamakawa@jaiwate.or.jp